

人権教育の充実

【現状と課題】

すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、平和で、民主的かつ幸福な社会を作るために大切なことです。

人権教育は、すべての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要があります。

児童生徒の人権尊重の理解が知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていない、また、教職員に人権尊重の理念が十分に認識されていないなどの状況も見られます。

県民の「人権や差別についての正しい理解と認識」は深まりつつありますが、平成15年度に実施した「人権についての県民意識調査」において、「人権意識は10年前に比べて高くなったか」の質問に対し、「一概にはいえない」が40.2%、「思わない」が16.9%という結果が得られています。

【これからの施策の方向性】

学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図ります。

すべての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。

教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善に取り組めます。

社会教育における人権に関する学習・啓発活動を推進します。

【主な取組】

課題別研究会や授業などを通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に人権教育の充実に努めます。

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた取組を通して、児童生徒の発達段階に配慮した人権教育指導資料等を作成・配布するとともに、体験的な活動を取り入れ、人権尊重精神の高揚に努めます。

さまざまな人権課題に応じた研修を実施し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質の向上に努めます。また、地区ごとに開催する授業を通じた研修会等において、人権教育の指導内容等の工夫・改善に努めます。

社会教育主事等の人権意識の高揚や指導力の向上を図り、社会教育における人権教育の推進体制を充実・強化します。